

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策実施要綱」という。）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「育成総合対策実施要綱」という。）及び規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化対策実施要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で交付する田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、緊急対策実施要綱、育成総合対策実施要綱、円滑化対策実施要綱、農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱（平成24年6月1日付け24農経第279号愛知県農林水産部長通知）及び田原市補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、農業への人材の呼び込みと定着を図り、もって次世代を担う農業者の育成及び確保を目的とする。

（補助事業及び補助金の額）

第2条 補助金交付の対象事業は、別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表の初期投資促進事業費補助金又は経営発展支援事業費補助金の場合は田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（初期投資促進事業費補助金・経営発展支援事業費補助金）交付申請書（様式第1号）を、別表の経営開始資金及び経営開始支援資金の場合は田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金・経営開始支援資金）交付申請書兼請求書（様式第2号）を、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、前条に規定する決定通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付する条件に不服があり、申請の取下げをする場合には、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（事業の着手）

第6条 交付対象者は、第4条の規定による交付の決定後に補助事業に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助事業に着手しようとする

場合において、着手前に田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付決定前着手届（様式第4号）を市長に提出したときは、この限りでない。

（実績報告）

第7条 交付対象者は、補助事業の完了後、速やかに田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（初期投資促進事業費補助金・経営発展支援事業費補助金）実績報告書兼請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、別表の経営開始資金及び経営開始支援資金の交付対象者にあつては、第3条の交付申請書兼請求書の提出をもってこれに代えるものとする。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を確認し、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により交付対象者に通知するものとする。ただし、別表の経営開始資金及び経営開始支援資金の交付対象者にあつては、第4条の交付決定通知書による通知をもってこれに代えるものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を交付する。

（中止又は休止の届出）

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）のうち別表の経営開始資金及び経営開始支援資金の交付を受けた者（以下「経営開始資金等被交付者」という。）は、受給を中止する場合には田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金・経営開始支援資金）中止届（様式第7号）を、病気等のやむを得ない理由により営農を休止する場合には田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金・経営開始支援資金）休止届（様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の休止届を提出した者が営農を再開する場合は、田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金・経営開始支援資金）経営再開届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 被交付者は、偽りその他不正の手段により交付を受けた場合又は農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱第13の規定に該当する事が明らかになった場合は、速やかに補助金を返還しなければならない。

（返還免除の申請）

第12条 経営開始資金等被交付者は、病気や災害等のやむを得ない事情により、前条に規定する返還の免除を受けようとする場合は、田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金・経営開始支援資金）返還免除申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の経理及び帳簿等の保管）

第13条 被交付者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記録しておかなければならない。

2 被交付者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

（財産の処分の制限）

第14条 補助金交付要綱第14条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財

産（以下「補助財産」という。）は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものとする。

- 2 被交付者は、補助財産（取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円未満の設備及び備品を除く。）で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第 11 号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（補助金の終期）

- 第 16 条 この要綱は、緊急対策実施要綱、育成総合対策実施要綱及び円滑化対策実施要綱が廃止したときにその効力を失う。

（雑則）

- 第 17 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 4 日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前までに申請のあったものについては、なお従前の例による。
- 2 改正前のこの要綱の規定により実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正前のこの要綱の規定により補助金の交付を受けている者について、平成 26 年度の国補正予算により事業を実施する場合は、総合支援事業実施要綱別記 1 第 6 の 2（3）の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、申請する補助金の対象期間の開始日前に補助金の申請をすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 6 日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前までに申請のあったものについては、なお従前の例による。
- 2 改正前の田原市新規就農・経営継承総合支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき青年就農給付金の給付申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の田原市農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき作成されている様式の用紙は、改正後の田原市農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の田原市農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始型）を申請した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助金の額
新規就農者 確保緊急対策	初期投資促進 事業費補助金	新たに農業経営を開始する者の就農後の経営発展のための機械・施設等の導入に要する経費	補助対象経費の4分の3以内の額（ただし、750万円以内。なお夫婦合わせて交付する場合は1,125万円以内。また、経営開始資金等の交付対象者は375万円以内（夫婦合わせて交付する場合は562.5万円以内））
新規就農者 育成総合対策	経営発展支援 事業費補助金	新たに農業経営を開始する者の就農後の経営発展のための機械・施設等の導入に要する経費	補助対象経費の4分の3以内の額（ただし、750万円以内。なお夫婦合わせて交付する場合は1,125万円以内。また、経営開始資金等の交付対象者は375万円以内（夫婦合わせて交付する場合は562.5万円以内））
	経営開始資金	経営開始直後の新規就農に要する経費	交付期間1年につき1人あたり150万円以内（夫婦合わせて交付する場合は225万円以内）
新規就農者 確保緊急円 滑化対策	初期投資促進 事業費補助金	新たに農業経営を開始する者の就農後の経営発展のための機械・施設等の導入に要する経費	補助対象経費の4分の3以内の額（ただし、750万円以内。なお夫婦合わせて交付する場合は1,125万円以内。また、経営開始資金等の交付対象者は375万円以内（夫婦合わせて交付する場合は562.5万円以内））
	経営開始支援 資金	経営開始直後の新規就農に要する経費	交付期間1年につき1人あたり150万円以内（夫婦合わせて交付する場合は225万円以内）

様式第 1 号（第 3 条関係）

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金
（初期投資促進事業費補助金・経営発展支援事業費補助金） 交付申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

住 所

氏 名

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、
補助金の交付を申請します。

交付申請額		円	
振込先口座	金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店
	預金種別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

（添付書類）

- ・ 青年等就農計画認定書の写し
- ・ 収支予算書
- ・ 導入予定機器等の見積書及び仕様書（カタログ等）
- ・ その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金・経営開始支援資金）
交付申請書兼請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

住 所

氏 名

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第3条の規定により、経営開始資金・経営開始支援資金の交付を申請します。なお、補助金の額が確定された場合は、本書をもって当該額を交付されたく請求します。

資金の交付期間		年 月 日から 年 月 日まで
今回申請する資金の対象期間		年 月 日から 年 月 日まで
前年の世帯全体の所得 ※1		円
今年の資金の額 ※2		円
今回申請する資金の額 ※3		円
確認事項 (各項目に「✓」を記入)		☐ 生活費の確保を目的とした国の他の事業（生活保護制度、雇用保険制度等）による給付等を受けていない。 ☐ 農業法人等として、過去に農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成を受けていない。 ☐ 過去に経営継承・発展支援事業による助成を受けていない。
振込先口座	金融機関名	銀 行 本店 信用金庫 信用組合 農 協 支店
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母の所得の合計を記載すること。

※2 150万円以内の額（夫婦合わせて受給する場合は、225万円以内の額）を記載すること。

※3 「今年の資金の額」欄に記載した額の2分の1の額を記載すること。

（添付書類）

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）
- ・前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を記載した書面及び当該事情の根拠書類
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第4条関係）

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長



田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 補助金の種類

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

様式第4号（第6条関係）

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付決定前着手届

年 月 日

田 原 市 長 殿

住所

氏名

事業計画に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
		うち 補助金			

様式第5号（第7条関係）

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金
（初期投資促進事業費補助金・経営発展支援事業費補助金）実績報告書

年 月 日

田 原 市 長 殿

住所

氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金に係る補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

区分 ※1	事業に 要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考 ※2
		国庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
		円	円	円	円	
計						

※1 「区分」欄は、支援により行った取組を記載すること。

※2 「備考」欄は、以下のとおり記入すること。

- ・消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」
- ・消費税仕入控除税額がない場合は「該当なし」
- ・消費税仕入控除税額が明らかでない場合は「含税額」

（添付書類）

- ・事業実績書
- ・収支精算書
- ・補助事業に対し金融機関から融資を受けたことを証する書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金については、下記のとおり交付を確定したので通知します。

記

1 補助金の種類

2 補助対象経費 金 円

3 交付決定額 金 円

4 交付決定額 金 円

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金・経営開始支援資金）
中止届

年 月 日

田 原 市 長 殿

氏 名

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、経営開始資金
・ 経営開始支援資金の受給の中止について、下記のとおり届け出ます。

記

中止日	年 月 日
中止理由	

様式第8号（第10条関係）

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金・経営開始支援資金）
休止届

年 月 日

田 原 市 長 殿

氏 名

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、経営開始資金・経営開始支援資金の受給の休止について、下記のとおり届け出ます。

記

休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止理由	
再開に向けた スケジュール	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

（添付書類）

- ・妊娠又は出産により休止する場合は、母子健康手帳の写し
- ・災害により休止する場合は、被災証明書等被災が確認できる書類

様式第9号（第10条関係）

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金・経営開始支援資金）
経営再開届

年 月 日

田 原 市 長 殿

氏 名

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、就農の再開について、下記のとおり届け出ます。

記

休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第 10 号（第 12 条関係）

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金・経営開始支援資金）
返還免除申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

氏 名

田原市新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、経営開始資金
・経営開始支援資金の返還免除を申請します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--